

議会用

令和 7 年安曇野市議会 9 月定例会追加 提案説明書

— 目次 —

報告第 26 号	1
議案第 94 号	2
議案第 95 号	3

報告第 26 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について
(令和 7 年 7 月 10 日発生の飛石による自動車ガラス破損事故に関すること)

別紙をお願いいたします。

豊科北中学校(安曇野市豊科 5558)における事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、令和 7 年 8 月 28 日付けで専決処分したものです。

1 損害賠償の相手方
市外在住者です。

2 事故の概要
令和 7 年 7 月 10 日(木)豊科北中学校において、同校庁務員が除草作業していたところ、庁務員が使用していたエンジン刈払機の飛石により、駐車されていた同校教職員自家用車の右後サイドガラスが破損した物損事故です。

3 損害賠償の額
本事故の原因は、市職員による物損事故であるため、安曇野市の過失を 100%とする。よって、安曇野市は上記 1 の相手方に対し、損害賠償金として 112,822 円を支払うものとします。

なお、本件事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認しましたので、報告するものです。

説明は、以上です。

議案第 94 号

安曇野市児童館条例の一部を改正する条例

本改正案は、安曇野市立豊科中央児童館の建て替え工事が竣工を迎え、供用開始の日が決まったことから、安曇野市児童館条例に規定する同児童館の位置を改正するものです。

このため、同条例第 2 条にある「名称及び位置」について、安曇野市立豊科中央児童館の位置を「安曇野市豊科 4030 番地 1」から「安曇野市豊科 4027 番地 1」に改めます。

本条例は、令和 7 年 11 月 1 日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 95 号

経費の支弁の方法の変更及び字句の整理に伴う穂高広域施設組合規約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 2 項の規定により、穂高広域施設組合規約の変更をしたいので、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

1 見直しの理由

関係組織市町村に対する分担金の概算額の報告については、これまで年明けにしなければ報告が出来ませんでした。が、関係市町村における予算編成の時期が近年早まってきていることから、これに対応するため規約の変更をするものです。

2 見直しの経過

令和 5 年 11 月頃より、関係市町村から分担金の概算額について、早急に示して欲しいとの要望があり、令和 6 年 12 月に検討を開始し、令和 7 年 2 月と 6 月に開催された担当国会議での説明を経て、令和 7 年 7 月に開催された理事者会議及び組合議会全員協議会において、変更案が了承されました。

3 変更内容

関係組織市町村が負担する分担金の負担割合の算定基礎数値となる、組織市町村別のごみ搬入量、し尿投入量及び余熱利用健康保養施設の利用者数の集計に要する基準期間を定める規定について、事務の効率化を図ることを目的とするほか、字句の整理のため穂高広域施設組合規約の一部を変更するものです。

説明は、以上です。